

黒潮町 空き家住宅改修費等補助金

空き家を賃貸・購入する場合に
修繕や荷物処分にかかる費用を

最大 **50万円** (10/10) 補助

耐震見込み[※]がある
現況空き家の場合

※昭和56年5月末以前に建築された木造住宅

最大 **70万円** (10/10) 補助

注意事項

- ・修繕工事等の契約日より前に事業認定申請を行う必要があります。
- ・改修後は**10年間、貸与または空き家バンクに登録**が必要です。
また、その期間は物件の売買はできません。
- ・物件所有者と利用者に相続関係がある場合は利用できません。

Q 販売を目的とした改修も助成される？

A 助成されません。あくまで移住・定住促進を目的とするリフォームなので、販売目的・別荘等の一時的利用は対象外です。

Q 施工は町内業者に限られますか？

A 施工業者に制限はありません。ただし、町外の施工業者を利用する場合は所定の協議書の提出が必要になります。

Q 畳の新調やクロス張り替えは対象？

A 対象です。内装工事に加え、建具や外装・電気・給排水工事・荷物処分にかかる費用も対象です。詳しくはお問合せください。

Q 建物外(外構)の改修は対象？

A 居住部分に関する改修工事にかかる費用の助成です。倉庫・車庫・物置・納屋等は居住部分ではないので補助対象外となります。

補助金利用チェックリスト

- 住宅所有者と利用者の間に相続関係はありませんか？
- 現況空き家(1年以上人が住んでいない)ですか？
※現況空き家でなくても補助金は利用できます。
但し耐震工事とセットの場合、現況空き家でないと70万円→50万円となります。
- 耐震工事とセットの場合は耐震工事の認定が下りてからの申請受付となりますので、工事業者とよく確認をしてください。

補助事業の流れ

①申請

下記のチェックリストに沿って必要書類を揃え、申請します。

②審査・交付決定

申請の内容を審査し、適正な内容であれば補助金の交付を決定し、通知します。

③修繕

交付決定が下りてから、申請した内容のとおり修繕等を実施します。
※申請内容に変更がある場合、事前に変更申請が必要です。

④検査

修繕が完了した後、実績報告書を提出いただき、内容が適正であるか検査をし、結果を通知します。

⑤補助金支払

通知を受け、補助金の請求書を提出いただき、申請者の口座に入金します。
※修繕業者の補助金代理受領が可能です。

申請書類チェックリスト

- 交付申請書
- 見積書
- 平面図・間取り図(施工予定個所に印等を付けてください。)
※手書きの間取り図でもOKです。
- 現況写真(外観・施工箇所各所)
荷物処分の場合、処分前の写真が必要です。
- 協議書(町外業者を利用する場合)
- 世帯全員の住民票(申請者が町外の場合)
- 県民税の納税証明書(耐震とセットの場合)
耐震工事と空き家改修を同時に実施する場合は、耐震工事補助金の申請書に添付されたものでOK。

目的:

・対象となる方の経済的負担の軽減、及び移住・定住促進を図ることを目的とします。

対象:

・空き家所有者または利用者。(但し、相続関係にある者を除く。)
・本年度3月10日までに事業が完了する必要があります。

対象とならない経費:

・備品(照明器具やエアコンなど)の購入費用、産業廃棄物及び家電リサイクル品の処分費用は対象外です。

お問合せ先：黒潮町役場 企画調整室 地域振興係

TEL:(0880)-43-2177

メール:10211010@town.kuroshio.lg.jp